

市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	開発建築部 市街地整備課
------	--------------

実施事案名	第4期松山市中心市街地活性化基本計画(案)
政策等を策定する趣旨、目的及び背景	本市では、社会経済情勢の変化に対応して中心市街地での都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)に基づき、松山市中心市街地活性化基本計画を策定しました。 令和2年10月に内閣総理大臣の認定を受けた松山市中心市街地活性化基本計画(第3期)は、令和8年3月に計画期間が満了することから、関係機関等と協議しながら、引き続き中心市街地の活性化を推進するため、「第4期 松山市中心市街地活性化基本計画(案)」を作成しましたので、その内容について広く市民の皆さまからご意見を募集します。
策定根拠となる法令等	中心市街地の活性化に関する法律 第9条
政策等の案の関係資料	

★意見提出期間が30日未満となった理由

--

実施結果の公表予定日	令和7年10月29日(水)
------------	---------------